

堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次条において「政令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。第4条において「特例政令」という。）、堺市契約規則（昭和50年規則第27号。以下「規則」という。）及び堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）に定めるもののほか、本市における物品調達（修理、加工及び印刷製本を含む。以下同じ。）、業務委託（工事関連の業務委託を除く。以下同じ。）、役務の提供、賃借及び売払い（不動産に係るものを除く。次条第2項において同じ。）に係る事務の適正かつ円滑な執行を図るため、入札参加資格及びその登録事務について必要な事項を定める。

(入札参加資格の要件)

第2条 物品調達、業務委託、役務の提供及び賃借に係る入札について規則第3条第4号の市長が必要と認める入札参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 政令第167条の4第2項の規定により入札への参加が制限されていないこと。
- (2) 業を行うに際し、法令等の規定により必要とされる官公署の許可、認可、免許、登録等（以下「許可等」という。）を受けていること。
- (3) 規則第5条第1項に規定する入札参加資格審査の申請（以下「資格審査の申請」という。）に当たって、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成24年制定）第5条に規定する入札参加除外者等でないこと。

2 売払いの入札について規則第6条の規定により市長が定める入札参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 規則第3条第1号から第3号までの規定に該当しないこと。
- (2) 前項各号の規定に該当すること。

3 市長は、前2項に定めるもののほか、登録（第6条第2項の規定による登録をいう。以下同じ。）の区分、業種又は種目ごとに、その性質に応じ、それぞれ入札参加資格の要件を定めることができる。

(登録の区分等)

第3条 入札参加資格の登録は、別表に定める区分、業種及び種目に応じて、次に掲げる業者ごとに行うものとする。

- (1) 市内業者（本市が市税を課税する者で、本市の区域内に本店を有するものをいう。）
- (2) 準市内業者（本市が市税を課税する者で、本市の区域外に本店を有し、かつ、本市の区域内に本店以外の事業所を有するものをいう。）
- (3) 市外業者（市内業者又は準市内業者のいずれにも該当しない者をいう。）

2 物品調達における種目の登録は、次条第2項第3号から第5号までに掲げる場合にお

ける登録を除き、1者当たり3種目を限度とする。

(定期申請等)

第4条 資格審査の申請は、定期申請及び追加申請（登録した種目の変更又は追加に係る申請を含む。）に区分し、これらの申請時期及び有効期間は、次のとおりとする。

(1) 定期申請

平成16年10月を初回と、平成20年10月を第2回として、以後3年ごとの年の10月に行い、その有効期間は、申請年度の翌年度以後3年度（初回に係る有効期間にあっては4年度）の間とする。

(2) 追加申請

毎年度6月及び12月（定期申請に当たる年度にあっては、6月）を申請時期とし、有効期間は、次のとおりとする。

ア 6月の申請 その年の10月1日から当該追加申請の直前の定期申請に係る登録の終期までの間

イ 12月の申請 翌年の4月1日から当該追加申請の直前の定期申請に係る登録の終期までの間

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合の資格審査の申請時期及び有効期間は、その都度市長が定める。

(1) 第2条第3項の規定により入札参加資格の要件を定めた場合

(2) 種目を新設した場合(これに伴い、登録した種目を変更する場合を含む。)

(3) 一般競争入札に参加しようとする者につきその種目について登録を受けていない場合

(4) 特定調達契約（特例政令の規定が適用される調達契約をいう。）につき入札に付する場合

(5) 一般競争入札に準じて入札参加資格の登録を参加資格の要件とする公募型の案件に参加しようとする者につきその種目について登録を受けていない場合

(審査基準日)

第5条 規則第3条第1号に規定する営業に係る年数及び入札参加資格申請に係る基準日は、前条に規定する定期申請及び追加申請の各申請月の初日（以下「審査基準日」という。）とする。ただし、申請年度の翌年度から次の定期申請年度までの間の年度における基準日は、12月1日とする。

(資格審査の申請)

第6条 資格審査の申請は、電子登録システム（本市の使用に係る電子計算機と資格審査の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織により処理する情報処理システムをいう。以下同じ。）を用いて申請するとともに、次に掲げる書類を市長に提出することにより行わなければならない。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 本市における入札、契約、契約代金の請求及び受領等を行う際に使用する印鑑を届け出る書類
 - (2) 法人にあっては商業登記簿に記録されている事項の全部を証明する書類（審査基準日の3か月前の日以後に発行されたものに限る。）又はその写し、個人にあっては入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者でない旨の誓約書
 - (3) 法人にあっては印鑑証明書又はその写し、個人にあっては印鑑登録証明書又はその写し（いずれも審査基準日の3か月前の日以後に発行されたものに限る。）
 - (4) 国税通則法（昭和37年法律第66号）第123条第1項に規定する証明書又はその写し（法人にあっては法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するもの、個人にあっては所得税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことを証明するものであって、審査基準日以後に発行されたものに限る。）
 - (5) 本市における納税状況を調査することに同意する書類
 - (6) 許可等を証する書類又はその写し（許可等を要する種目のみ）
 - (7) 協同組合については、組合員名簿
 - (8) 法人にあっては損益計算書及び貸借対照表、個人にあっては所得税確定申告書及び収支計算書等計算書類の写し（審査基準日前1年の事業年度分）
 - (9) 前各号に定めるもののほか、市長が資格審査に必要があると認める書類
- 2 市長は、前項の申請があったときは、入札参加資格の有無について審査し、これを有すると認めたものを堺市物品調達、委託等入札参加有資格者（以下「有資格者」という。）として電子登録システムに登録するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による審査の結果を電子登録システムを用いて申請者に通知するものとする。ただし、市長が必要があると認める場合は、書面等により申請者に通知することができるものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、審査基準日において、第2項の規定により登録を受けている者が、第4条第1項第1号に規定する定期申請に係る申請を行う場合であって、その登録内容に変更がないときは、電子登録システムを用いて申請するとともに、登録内容に変更がない旨の誓約書並びに第1項第5号、第6号及び第10号に掲げる書類を市長に提出することで足りる。

（納税状況の確認）

第7条 市長は、審査基準日及び第5条ただし書に規定する基準日において、本市が課税する市税の納税状況を確認するものとする。

（変更の申請）

第8条 有資格者は、第6条第1項の規定により申請した事項に変更があったときは、電子登録システムを用いて申請するとともにこれを証する書類を速やかに市長に提出しなければならない。ただし、市長が正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

2 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による変更の申請について準用する。

(電子登録システムによる申請の到達時期)

第9条 第6条第1項又は前条第1項の規定により電子登録システムを用いて行われた申請は、本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに本市に到達したものとみなす。

(関係書類の提出請求)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、有資格者に対し、関係書類の提出を求めることができる。

(提出書類等の公開)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、第6条第1項及び第8条第1項に規定する書類並びに申請者と本市との契約に関する情報を、法令に違反しない限りにおいて、公開できるものとする。

(登録の取消し)

第12条 市長は、有資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条第1項第1号に該当しなくなったとき。
- (2) 廃業、倒産等により営業を継続できなくなったとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な手段により登録を受けたとき。
- (4) 本市と取引を行う意思がないと認められるとき。
- (5) 本市が課税する市税の納税状況の確認審査において、滞納が認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、有資格者として不適当と認められるとき。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、所管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、平成２３年９月１５日から施行する。

(経過措置)

２ この要綱の施行前に、この要綱による改正前の堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱第５条第１項第２号イの規定によりなされた申請に係る入札参加資格の審査、登録及びその有効期間その他登録を受けた者に対する取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２４年５月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年１０月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

(経過措置)

２ この要綱の施行前に、この要綱による改正前の堺市物品調達、委託等入札参加資格登録事務取扱要綱第４条第２項第３号及び第４号の規定によりなされた申請に係る入札参加資格の審査、登録に係る取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成２６年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２９年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年６月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要綱は、令和７年１０月３１日から施行する。

(適用区分)

２ この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の第６条第４項の規定により読み替えて適用する同条第１項の規定により行われた申請については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

区分	業種	コード		種目
物品調達	医療・衛生	001	001	医療機器
			002	医療用品・衛生材料
	薬品	002	001	医薬・試薬
			002	工業用薬品
	理化学・計測機器	003	001	環境保全機器
			002	実験機器
			003	光学機器
			004	計測量機器
	石油製品・燃料	004	001	石油
			002	ガス
	教育用品	005	001	学校教材
			002	保育教材
			003	楽器
			004	スポーツ
			005	映画・ビデオ
	事務用品・機器	006	001	事務用品・機器
			002	OA用品・機器
			003	電算用品
			004	梱包
			005	印判
	写真	007	001	写真
			002	青写真
	図書・地図	008	001	図書・雑誌
			002	地図
			003	航空写真
	室内装飾	009	001	カーテン・カーペット
			002	木工製品
			003	畳・ガラス・建具
			004	テント・シート
	電気製品	010	001	家電製品
			002	通信・音響
			003	空調機器
			090	その他電気製品

	厨房・ガス器具	011	001	厨房用品・機器
			002	ガス器具
	機械・工具	012	001	建設機械
			002	機械・工具
			003	上・下水道機器
			090	その他機械工具
	一般資材	013	001	木材
			002	骨材・セメント
			003	コンクリート二次製品
			004	ヒューム管
			005	塗料
			090	その他一般資材
	道路材	014	001	常温合材
			002	鋼材
			003	鋳物
			004	道路標識・防護柵
	防災用品	015	001	消火器
			002	保安用品
			003	消防資機材
	看板・旗	016	001	看板
			002	旗・幕
	日用品	017	001	日用雑貨
			002	園芸用品
	食料品	018	001	茶
			002	牛乳
			090	その他食料品
	繊維等	019	001	被服
			002	寝具
			003	はきもの
			090	その他繊維
	時計・記念品	020	001	時計
			002	記念品
	車両	021	001	自動車
			002	自動二輪・自転車
			003	特殊車両

			004	車両修理
			005	車両用品
	企画用品	022	001	イベント・舞台
			002	選挙用品
	その他	023	001	環境用品
			090	その他
	印 刷	024	001	一般印刷
			002	フォーム
			090	その他印刷
業 務 委 託・役務の 提供	建物の維持管理	051	002	建物環境衛生
			003	建物清掃
			004	人的警備
			005	機械警備
			006	設備運転監視
			090	その他建物の維持管理
	建物設備機器の維持管理	052	001	自家用電気工作物保安管理
			002	電気設備保守点検
			003	防災設備保守点検
			004	冷暖房設備保守点検
			005	エレベータ設備保守点検
			090	その他建物設備機器の維持管理
	屋外施設の維持管理	053	001	公園・緑地等管理
			002	舗装道機械清掃
			003	土木施設管理
			004	水道管の維持管理
			005	水路・下水道管等の維持管理
			090	その他屋外施設の維持管理
	その他維持管理	054	001	計装設備保守点検
			002	ポンプ設備保守点検
			003	自動車保守点検
			004	クレーン保守点検
			005	大気汚染測定機保守点検
			006	計量器検査
			007	プラント施設の運転管理
			090	その他維持管理

	情報処理（コンピュータ関連）	055	001	ソフト開発・システム開発
			002	パンチ業務
			003	パンチ業務以外のデータ入力
			004	電算事後処理
			005	電算システム維持管理・システム運用
			090	その他情報処理
	講習・研修	056	001	I T 関連講習・研修
			002	外国語研修
			090	その他講習・研修
	催 事	057	001	イベント企画・運営
			002	会場設営
			003	舞台装置の操作
			090	その他催事
	デザイン	058	001	印刷
			002	展示物
			090	その他デザイン
	広 告	059	001	映画・ビデオ等の制作・放送
			002	ホームページ作成
			003	看板・サイン作成
			090	その他広告
	産業廃棄物処分	060	001	産業廃棄物収集運搬
			002	産業廃棄物処理
	運搬請負	061	001	運送・集配・引越
			002	送迎
			003	車両運転代行
			004	宅配
			090	その他運搬請負
	台帳・フィルム作成	062	001	道路台帳作成
			002	下水道台帳作成
			003	マイクロフィルム作成
			004	航空写真作成
			090	その他台帳・フィルム作成
	計量証明業	063	001	大気
			002	水質
			003	土壌

		004	ダイオキシン類
		090	その他計量証明業
調査研究・計画策定	064	001	経済
		002	環境
		003	福祉・医療・教育
		004	資源・エネルギー
		005	文化・芸術
		006	市民生活
		007	P F I 関連
		090	その他計画策定等
調 査	065	001	水道管調査
		002	交通量調査
		090	その他調査
診断・検査	066	001	健康診断
		002	腎臓・心臓・ぎょう虫卵の検査
		090	その他診断・検査
水道関連	067	001	水道検針
		002	量水器取替え
		003	未納水道料金収納
		090	その他水道関連
病院関連	068	001	医事関連
		002	物流管理
		003	看護補助
		090	その他病院関連業務
リサイクル業	069	001	自転車
		002	缶・ダンボール・牛乳パック
		003	放置自動車
		090	その他リサイクル業
その他	080	001	受付・電話交換
		002	レセプト点検
		003	人材派遣
		004	翻訳・通訳・速記
		005	ピアノ調律
		006	給食調理
		007	クリーニング

			008	収納代行
			009	カウンセリング
			010	不動産鑑定
			090	その他

賃借・売払い	リース・レンタル	081	001	医療機器
			002	事務機器
			003	ＯＡ機器
			004	寝具
			005	車両
			006	仮設建物
			090	その他リース・レンタル
	売払い	091	001	鉄
			002	水道メーター
			090	その他売払い